

植えてみませんか？育ててみませんか？身近なみどり

羽曳野市は大阪府と協力して緑化樹の無償配付を実施します。地域の方々が協同で行う、多くの方の目に触れる場所（敷地の接道部やコミュニティースペースなど）での緑化活動が対象です。

対象：町会・マンション・住宅・学校・PTAなどの団体の方々や工場などを社員や地域の方々と協同で行う緑化など

樹木の種類：(高木) キンモクセイ、サザンカ、セイヨウカナメ（レッドロビン）、ヤマモモ、イロハ、モミジ、コブシ、サルスベリ、ソメイヨシノ、ハクモクレン、ハナミズキ、ヤマザクラ
(低木) アオキ、クチナシ、サツキ、シャリンバイ、ツゲ、ヒラドツツジ、ユキヤナギ、アジサイ、カンツバキ

(つる植物) キズタ、ナツツタ、ツキヌキニンドウ、テイカカズラ、モッコウバ

- 1箇所あたり高木 2 本以上の申請が配付条件です。
- 低木だけの配付は行いません。必ず高木と併せて申請ください。
- 低木の配付本数は、高木 1 本あたり 5 本以内とします。
- 配付した樹木は、地植えもしくは大型プランター（容量は 100 リットル以上）に植えてください。
- 樹種は変更する場合があります。

☆申請方法 みどり推進室にある申請書に、ご記入のうえ提出してください。
☆締め切り 令和 3 年 8 月 25 日 (水)
☆配付日 令和 4 年 2 月～3 月予定
☆問合せ 道路公園課 みどり推進室 ☎ 072-947-3707 (直通)



被害が発生しています！！ にせ水道局職員にご注意ください！！

水道局職員を装ってみなさんの自宅を訪問し、

- 水道料金を請求する
- 家庭用水道器具（浄水器など）の販売をする
- 事前連絡のない水質検査や宅内管の洗浄や点検をするなどのトラブルが発生しています。不審に思われたときは、身分証明書の提示を求め、ご確認していただくか水道局へお問い合わせください。

[問合せ] 水道局 ☎ 072-958-1111 (内線 5040)

健康のために水を飲もう！！

人間のからだの約 60% は水分で、1 日に 2.5 ℓ 水が必要です。のどの渇きは「脱水」の証拠です。気温が高くなるこの時期外出時には、水筒やペットボトルを携帯し、熱中症にならないためにこまめに水分補給をしましょう。

[問合せ] 水道局総務課
☎ 072-958-1111 (内線 5013)



特定外来生物 クビアカツヤカミキリにご注意を！！

- 体長 2～4cm ほど、光沢のある黒色で、首の部分が赤いのが特徴です。
- 幼虫が桜、梅などのバラ科の樹木に寄生し、4 月頃から 8 月頃までフラス（木くず・糞の混合物）を排出します。加害が進むと、枯死や落枝、倒木におよぶことがあります。農作物や生態系に被害が拡大されることも懸念されています。
- 発見した場合は写真を撮るなどし、下記問い合わせ先までご連絡ください。成虫は、まん延防止のため、捕殺をお願いします。（生きたまま持ち運ぶのは法律により禁止されています。）また、成虫の拡散防止のため防虫ネット施工（写真①）や被害樹へ薬剤注入（写真②）をお願いします。

問 大阪府環境農林水産部みどり推進室みどり企画課
☎ 06-6210-9557
市役所道路公園課みどり推進室
☎ 072-947-3707 (直通)



写真①



写真②

